

別 紙

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
〔目 次〕 第 2 章 所得税法の特例 第 2 節 不動産所得及び事業所得 第 1 款 税額控除 第10条((<u>試験研究を行った場合</u>の所得税額の特別控除))関係 第 1 款の 2 減価償却の特例 第10条の 6 ((<u>情報基盤強化設備等</u>を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除))関係 (廃止) <u>第11条の 3</u> ((事業革新設備の特別償却))関係 <u>第11条の 4</u> ((特定電気通信設備等の特別償却))関係 <u>第11条の 5</u> ((商業施設等の特別償却))関係 <u>第11条の 6</u> ((製造過程管理高度化設備等の特別償却))関係 <u>第11条の 7</u> ((再商品化設備等の特別償却))関係 第13条の 3 ((農業経営改善計画を実施する個人の機械等の割増償却))関係	〔目 次〕 第 2 章 所得税法の特例 第 2 節 不動産所得及び事業所得 第 1 款 税額控除 第10条((<u>試験研究費の額が増加した場合等</u>の所得税額の特別控除))関係 第 1 款の 2 減価償却の特例 第10条の 6 ((<u>情報通信機器等</u>を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除))関係 <u>第11条の 3</u> ((開発用研究設備の特別償却))関係 <u>第11条の 4</u> ((事業革新設備の特別償却))関係 <u>第11条の 6</u> ((特定電気通信設備等の特別償却))関係 <u>第11条の 7</u> ((商業施設等の特別償却))関係 <u>第11条の 8</u> ((製造過程管理高度化設備等の特別償却))関係 <u>第11条の 9</u> ((再商品化設備等の特別償却))関係 第13条の 3 ((農業経営改善計画<u>等</u>を実施する個人の機械等の割増償却))関係

(廃止)

第13条の4（（漁業経営改善計画を実施する個人の漁船の割増償却）関係

改 正 後	改 正 前
第8条の5((確定申告を要しない配当所得))関係 (削除) <u>(法人が剰余金の配当について内容の異なる二以上の種類の株式を発行している場合)</u> <u>8の5—3 内国法人が剰余金の配当について内容の異なる二以上の種類の株式を発行している場合における法第8条の5第1項第1号に規定する「当該配当等の直前に当該内国法人から支払がされた配当等の支払に係る基準日」については、当該株式の種類にかかわらず、当該法人の直前に支払がされた配当等の支払に係る基準日をいうことに留意する。</u> <u>また、この場合において、同項に規定する「一回に支払を受けるべき金額」についても、株式の種類にかかわらず、当該法人から支払を受ける剰余金の配当のうち、その基準日及びその効力を生ずる日が同一の日であるものの総額により判定することに留意する。</u> 第10条(<u>試験研究を行った場合</u>の所得税額の特別控除))関係 (試験研究費に含まれる人件費) 10—1 措置法第10条第7項第1号…………… (試験研究費の額の範囲が改正された場合の取扱い) 10—4 ……………措置法第10条第7項第6号に規定する「適用年前3年以内の各年	第8条の5((確定申告を要しない配当所得))関係 <u>(中間配当の支払をしなかった事業年度に係る利益の配当の計算の基礎となった期間)</u> <u>8の5—3 定款において商法第293条ノ5第1項((中間配当))に規定する金銭の分配(以下「中間配当」という。)をする旨を定めている法人が、中間配当に係る配当所得及び当該中間配当に係る事業年度の利益の配当に係る配当所得の支払をする場合には、これらの配当所得の計算の基礎となった期間はそれぞれ1年未満であるものとされるが、当該法人が中間配当に係る配当所得の支払をしなかった事業年度の利益の配当に係る配当所得については、その計算の基礎となった期間が1年以上であるものとして、措置法第8条の5第1項の規定を適用する。</u> (新設) 第10条(<u>試験研究費の額が増加した場合等</u>の所得税額の特別控除))関係 (試験研究費に含まれる人件費) 10—1 措置法第10条第8項第1号…………… (試験研究費の額の範囲が改正された場合の取扱い) 10—4 ……………措置法第10条第8項第2号に規定する「適用年前5年以内の各年

分」(…………)又は同項第7号…………

(試験研究費の額の統一的計算)

10—6 措置法第10条第6項の規定は、試験研究費の額が増加した場合に適用を認めるものであるから…………

(中小企業者であるかどうかの判定の時期)

10—7 措置法第10条第4項…………

(注) 措置法第10条第5項…………

(常時使用する従業員の範囲)

10—8 措置法令第5条の3第6項…………

(当該金額として記載された金額)

10—10 措置法第10条第9項及び第10項…………

第10条の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係

(特別償却等の適用を受けたものの意義)

10の2～15共—1 ……………措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の5第1項、第10条の6第1項、第11条から第13条の3まで…………

(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)

10の2～15共—2 措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の5第1項、第10条の6第1項、第11条から第13条の3まで…………

分」(…………)又は同項第3号…………

(試験研究費の額の統一的計算)

10—6 措置法第10条第1項の規定は、試験研究費の額が増加した場合に所得税額の特別控除を認めるものであるから…………

(注) 措置法令第5条の3第5項(同条第10項において準用する場合を含む。)に規定する「特別償却実施額」は、措置法第10条第4項又は第6項の規定の適用があるかどうかの判定においてこれらの項に規定する「試験研究費の額」から控除するのであるが、例えば、同条第2項の規定の適用を受ける試験研究費の額から控除する必要はないことに留意する。

(中小企業者であるかどうかの判定の時期)

10—7 措置法第10条第5項…………

(注) 措置法第10条第6項…………

(常時使用する従業員の範囲)

10—8 措置法令第5条の3第8項…………

(当該金額として記載された金額)

10—10 措置法第10条第10項及び第11項…………

第10条の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係

(特別償却等の適用を受けたものの意義)

10の2～15共—1 ……………措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の5第1項、第10条の6第1項、第11条から第13条の4まで…………

(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)

10の2～15共—2 措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の5第1項、第10条の6第1項、第11条から第13条の4まで…………

改 正 後	改 正 前
第10条の3（（中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除））関係 （年の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用） 10の3—1 ……………（……………）……………（……………）……………措置法令第5条の5第9項…………… ……………措置法規則第5条の8第5項及び第6項……………同条第8項及び第9項…………… （取得価額の判定単位） 10の3—2 措置法令第5条の5第3項…………… （注）…………… （国庫補助金等をもって取得等した特定機械装置等の取得価額） 10の3—4 措置法令第5条の5第3項に規定する機械及び装置、器具及び備品又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置、器具及び備品又はソフトウェア…………… … （事業の判定） 10の3—6 …………… （注） 措置法規則第5条の8第7項第10号…………… （その他これらの事業に含まれないもの） 10の3—7 措置法規則第5条の8第7項第2号かつこ書…………… （指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等又は特定機械等） 10の3—8 ……………特定機械装置等（……………以下10の3—12までにおいて同じ。）又は特定機械等（措置法令第5条の5第9項に規定する特定機械等をいう。以下10の3—16までにおいて同じ。）……………	第10条の3（（中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除））関係 （年の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用） 10の3—1 ……………（……………）……………（……………）……………措置法令第5条の5第8項…………… ……………措置法規則第5条の8第3項……………同条第5項…………… （取得価額の判定単位） 10の3—2 措置法令第5条の5第2項…………… （注）…………… （国庫補助金等をもって取得等した特定機械装置等の取得価額） 10の3—4 措置法令第5条の5第2項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の取得価額が160万円以上又は120万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置又は器具及び備品…………… （事業の判定） 10の3—6 …………… （注） 措置法規則第5条の8第4項第10号…………… （その他これらの事業に含まれないもの） 10の3—7 措置法規則第5条の8第4項第2号かつこ書…………… （指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等又は特定機械等） 10の3—8 ……………特定機械装置等（……………以下10の3—11までにおいて同じ。）又は特定機械等（措置法令第5条の5第8項に規定する特定機械等をいう。以下10の3—15までにおいて同じ。）……………

(ソフトウェアの改良費用)

10の3—10 青色申告書を提出する個人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェアを取得したと同様の状況にあるものと認められるときは、当該費用の額をソフトウェアの取得価額として措置法第10条の3第1項又は第3項の規定の適用があるものとする。

(附属機器等の同時設置の意義)

10の3—11 措置法規則第5条の8第1項第1号……………

(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の3—12 ……………

(物品賃貸業の意義)

10の3—13 ……………

(特殊の減価償却資産の耐用年数)

10の3—14 ……………(措置法令第5条の5第9項第1号に規定するリース契約をいう。以下10の3—16までににおいて同じ。)……………

(リース費用の均等支払の判定)

10の3—15 ……………措置法令第5条の5第9項第3号……………

(リース費用に含まれない費用)

10の3—16 個人が賃借するソフトウェア以外の特定機械等に係る措置法令第5条の5第11項に規定する「政令で定める費用の総額」の判定に当たっては、当該特定機械等に係る……………

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の3—17 措置法令第5条の5第8項……………

(新設)

(附属機器等の同時設置の意義)

10の3—10 措置法規則第5条の8第1項各号……………

(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の3—11 ……………

(物品賃貸業の意義)

10の3—12 ……………

(特殊の減価償却資産の耐用年数)

10の3—13 ……………(措置法令第5条の5第8項第1号に規定するリース契約をいう。以下10の3—15までににおいて同じ。)……………

(リース費用の均等支払の判定)

10の3—14 ……………措置法令第5条の5第8項第3号……………

(リース費用に含まれない費用)

10の3—15 措置法令第5条の5第10項に規定する「政令で定める費用の総額」には、その賃借する特定機械等に係る……………

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の3—16 措置法令第5条の5第7項……………

改 正 後	改 正 前
(当該金額として記載された金額) <u>10の3—18</u> 第10条の6((<u>情報基盤強化設備等</u>を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除))関係 (削除) (国庫補助金等をもって取得等した<u>情報基盤強化設備等</u>の取得価額) <u>10の6—1</u> 措置法第10条の6第1項に規定する<u>情報基盤強化設備等</u>の取得価額の合計額が措置法令第5条の8第1項に規定する<u>300万円以上</u>……………<u>当該情報基盤強化設備等</u>…………… (貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) <u>10の6—2</u> ……………<u>情報基盤強化設備等</u>……………<u>当該情報基盤強化設備等</u>……………<u>当該情報基盤強化設備等</u>……………	(当該金額として記載された金額) <u>10の3—17</u> 第10条の6((<u>情報通信機器等</u>を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除))関係 <u>(取得価額の判定単位と適用対象となる「特定情報通信機器等」)</u> <u>10の6—1</u> 措置法第10条の6第1項に規定する情報通信機器等(ソフトウェアを除く。以下「ソフトウェア以外の情報通信機器等」という。)の取得価額の合計額又は同項に規定するソフトウェア(以下「ソフトウェア」という。)の取得価額の合計額が140万円以上又は70万円以上であるかどうかについては、措置法規則第5条の11各号に掲げるもの(令第138条若しくは第139条第1項の規定の適用を受けるもの又は措置法第28条の2の規定の適用を受けるものを除く。)を措置法規則第5条の11第1号から第8号までの情報通信機器等と同項第9号の情報通信機器等とに区分し、それぞれの取得価額の合計額により判定する。この場合、その取得価額基準を満たす情報通信機器等については、その区分ごとに、措置法第10条の6第1項又は第3項のいずれかの規定を適用することに留意する。 <u>措置法令第5条の8第5項に規定する合計額の判定においても同様とする。</u> (国庫補助金等をもって取得等した<u>特定情報通信機器等</u>の取得価額) <u>10の6—2</u> ソフトウェア以外の情報通信機器等の取得価額の合計額又はソフトウェアの取得価額の合計額が措置法令第5条の8第1項に規定する<u>140万円以上又は70万円以上</u>……………<u>当該ソフトウェア以外の情報通信機器等又はソフトウェア</u>…………… (貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) <u>10の6—3</u> ……………<u>措置法第10条の6第1項に規定する特定情報通信機器等</u>(以下「特定情報通信機器等」という。)……………<u>当該特定情報通信機器等</u>……………<u>当該特定情報通信機器等</u>……………

（ソフトウェアの改良費用）

10の6—3 ……実質的に新たなソフトウェアを取得したと同様の状況にあるものと認められ、かつ、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証されたときは……………

（附属機器等の同時設置の意義）

10の6—4 ……情報基盤強化設備等……………

（情報基盤強化設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）

10の6—5 情報基盤強化設備等……………当該情報基盤強化設備等……………情報基盤強化設備等……………

（物品賃貸業の意義）

10の6—6 ……

（注） ……

（特殊の減価償却資産の耐用年数）

10の6—7 リース契約（措置法令第5条の8第4項第1号に規定するリース契約をいう。以下10の6—9までにおいて同じ。）に係る情報基盤強化設備等……………当該情報基盤強化設備等……………

（リース費用の均等支払の判定）

10の6—8 情報基盤強化設備等……………

（リース費用に含まれない費用）

10の6—9 ……情報基盤強化設備等に係るリース契約……………当該情報基盤強化設備等……………

（注） ソフトウェアの費用は、措置法規則第5条の11第1項各号に掲げるソフトウェアに係るものに限られることに留意する。

（所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額）

10の6—10 ……

（ソフトウェアの改良費用）

10の6—4 ……実質的に新たなソフトウェアを取得したと同様の状況にあるものと認められるときは……………

（附属機器等の同時設置の意義）

10の6—5 ……特定情報通信機器等……………

（特定情報通信機器等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）

10の6—6 特定情報通信機器等……………当該特定情報通信機器等……………特定情報通信機器等……………

（物品賃貸業の意義）

10の6—7 ……

（注） ……

（特殊の減価償却資産の耐用年数）

10の6—8 リース契約（措置法令第5条の8第4項第1号に規定するリース契約をいう。以下10の6—10までにおいて同じ。）に係る情報通信機器等……………当該情報通信機器等……………

（リース費用の均等支払の判定）

10の6—9 情報通信機器等……………

（リース費用に含まれない費用）

10の6—10 ……情報通信機器等に係るソフトウェアの費用（当該情報通信機器等に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。）、リース契約……………当該情報通信機器等……………

（所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額）

10の6—11 ……

改 正 後	改 正 前
(当該金額として記載された金額) <u>10の6—11</u> 第11条((特定設備等の特別償却))関係 〔共通事項〕 (特別償却の対象となる特定設備等) 11— 1 (1) (2)措置法令第5条の10<u>第7項</u>..... (特定設備等を貸し付けた場合の不適用) 11— 4措置法令第5条の10<u>第8項</u>..... (附属機器等の同時設置の意義) 11— 5 (租税特別措置法第11条第1項の表の第1号及び<u>第2号</u>..... ...) (取得価額の判定単位) 11— 6230万円以上又は300万円以上..... (国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額) 11— 7230万円以上又は300万円以上..... 〔公害防止設備〕 (中古資産に公害防止の減価償却資産を設置した場合) 11— 8 告示<u>別表一</u>及び<u>別表二</u>.....	(当該金額として記載された金額) <u>10の6—12</u> 第11条((特定設備等の特別償却))関係 〔共通事項〕 (特別償却の対象となる特定設備等) 11— 1 (1) (2)措置法令第5条の10<u>第9項</u>..... (特定設備等を貸し付けた場合の不適用) 11— 4措置法令第5条の10<u>第10項</u>..... (附属機器等の同時設置の意義) 11— 5 (租税特別措置法第11条第1項の表の第1号及び<u>第3号</u>..... ...) (取得価額の判定単位) 11— 6<u>150万円以上</u>、230万円以上又は300万円以上..... (国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額) 11— 7<u>150万円以上</u>、230万円以上又は300万円以上..... 〔公害防止設備〕 (中古資産に公害防止の減価償却資産を設置した場合) 11— 8 告示<u>別表一</u>、<u>別表三</u>及び<u>別表四</u>.....

(中小企業者以外の個人であるかどうかの判定の時期)

11—9 ……措置法令第5条の10第2項……………

(新增設設備の範囲)

11—10 措置法令第5条の10第2項……………同条第3項……………同条第2項……………
……………同条第3項……………

(1) ……

(2) ……

(注) ……措置法規則第5条の12第2項第2号ロ……………

(ばい煙の処理の用に主として使用することの判定)

11—11 ……ばい煙処理用等設備……………

〔海洋運輸業の意義〕

(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)

11—12 措置法令第5条の10第5項……………

(注) ……

第11条の2((地震防災対策用資産の特別償却))関係

(大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営
を行う個人であるかどうかの判定の時期)

11の2—1 措置法令第5条の11第3項……………措置法第11条の2第1項の表の第
1号の第3欄に掲げる減価償却資産(以下11の2—2までにおいて「動力消防ポンプ
等資産」という。)……………

(動力消防ポンプ等資産を事業の用に供した日の判定)

11の2—2 ……動力消防ポンプ等資産……………当該動力消防ポンプ等資産
……………

(注) ……

(中小企業者以外の個人であるかどうかの判定の時期)

11—9 ……措置法令第5条の10第3項……………

(新增設設備の範囲)

11—10 措置法令第5条の10第3項……………同条第4項……………同条第3項……………
……………同条第4項……………

(1) ……

(2) ……

(注) ……措置法規則第5条の12第3項第2号ロ……………

(ばい煙の処理の用に主として使用することの判定)

11—11 ……ばい煙処理用設備又はばい煙処理用等設備……………

〔海洋運輸業の意義〕

(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)

11—12 措置法令第5条の10第7項……………

(注) ……

第11条の2((地震防災対策用資産の特別償却))関係

(大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営
を行う個人であるかどうかの判定の時期)

11の2—1 措置法令第5条の11第1項……………措置法第11条の2第1項に規定す
る地震防災対策用資産……………

(地震防災対策用資産を事業の用に供した日の判定)

11の2—2 ……同項に規定する地震防災対策用資産……………当該地震防災
対策用資産……………

(注) ……

改 正 後	改 正 前
<u>(特定建築物の部分の意義)</u> <u>11の2-3 措置法第11条の2第1項の表の第2号の第3欄に掲げる特定建築物の部分は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第10条に規定する計画の認定を受けた計画に係る建築物につき、当該計画に基づき同法第2条第2項に規定する耐震改修のための工事が行われた部分に限られるのであるから、例えば、当該耐震改修のための工事と同時に行った他の工事に係る部分は、これに該当しない。</u> (廃止) (廃止) (廃止) (廃止)	(新設) <u>第11条の3((開発研究用設備の特別償却))関係</u> <u>(開発研究の意義)</u> <u>11の3-1 措置法第11条の3第1項に規定する「開発研究」(以下「開発研究」という。)とは、次に掲げる試験研究をいう。</u> (1) <u>新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究</u> (2) <u>新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究</u> (3) <u>(1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集</u> (4) <u>現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究</u> <u>(専ら開発研究の用に供されるもの)</u> <u>11の3-2 措置法令第5条の12第2項に規定する専ら開発研究の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品とは、専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。</u> <u>(取得価額の判定単位)</u> <u>11の3-3 措置法令第5条の12第2項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品の1台又は1基の取得価額が280万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使</u>

(廃止)

(廃止)

第11条の3 ((事業革新設備の特別償却))関係

(特定認定事業者であるかどうかの判定の時期)

11の3—1 措置法第11条の3第1項第1号……………

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

11の3—2 ……………措置法第11条の3第1項……………

第11条の4 ((特定電気通信設備等の特別償却))関係

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

11の4—1 措置法第11条の4第1項…………… (以下第11条の4関係……………) …
……………

用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

11の3—4 措置法令第5条の12第2項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品の1台又は1基の取得価額が280万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置並びに器具及び備品が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(委託研究先への資産の貸与)

11の3—5 措置法第11条の3第1項に規定する個人が、その取得又は製作をした同項に規定する開発研究用設備を自己の開発研究（同項に規定する開発研究をいう。以下同じ。）の委託先において当該開発研究用設備が専ら当該個人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該開発研究用設備は当該個人の営む開発研究の用に供したものと取り扱う。

第11条の4 ((事業革新設備の特別償却))関係

(特定認定事業者であるかどうかの判定の時期)

11の4—1 措置法第11条の4第1項第1号……………

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

11の4—2 ……………措置法第11条の4第1項……………

第11条の6 ((特定電気通信設備等の特別償却))関係

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

11の6—1 措置法第11条の6第1項…………… (以下第11条の6関係……………) …
……………

改 正 後	改 正 前
(附属機器等の同時設置の意義) <u>11の4—2</u> 措置法規則第5条の15第2項各号…………… <u>第11条の5</u> ((商業施設等の特別償却))関係 (中小小売商業者等であるかどうかの判定の時期) <u>11の5—1</u> 措置法第11条の5第1項…………… (以下<u>11の5—6</u>……………) …… …… (事業の判定) <u>11の5—2</u> 措置法第11条の5第1項…………… (注) 1 …………… 2 …………… (店舗の意義) <u>11の5—3</u> 措置法令第6条……………措置法第11条の5第1項…………… (店舗用の範囲) <u>11の5—4</u> 措置法令第6条……………<u>11の5—3</u>…………… (店舗用又は倉庫用に主として供されている部分の判定単位) <u>11の5—5</u> 措置法令第6条…………… (注) ……………措置法第11条の5第1項…………… (店舗用又は倉庫用以外の用に供されている部分がきん少である場合の特例) <u>11の5—6</u> 措置法令第6条……………<u>11の5—5</u>…………… (特別償却の対象となる店舗等の附属設備) <u>11の5—7</u> 措置法令第6条……………<u>同条</u>……………	(附属機器等の同時設置の意義) <u>11の6—2</u> 措置法規則第5条の15第3項各号…………… <u>第11条の7</u> ((商業施設等の特別償却))関係 (中小小売商業者等であるかどうかの判定の時期) <u>11の7—1</u> 措置法第11条の7第1項の表の第1号…………… (以下<u>11の7—6</u>……………) …… …………… (事業の判定) <u>11の7—2</u> 措置法第11条の7第1項の表の第1号…………… (注) 1 …………… 2 …………… (店舗の意義) <u>11の7—3</u> 措置法令第6条第1項……………措置法第11条の7第1項の表の第1号…………… (店舗用の範囲) <u>11の7—4</u> 措置法令第6条第1項……………<u>11の7—3</u>…………… (店舗用又は倉庫用に主として供されている部分の判定単位) <u>11の7—5</u> 措置法令第6条第1項…………… (注) ……………措置法第11条の7第1項の表の第1号…………… (店舗用又は倉庫用以外の用に供されている部分がきん少である場合の特例) <u>11の7—6</u> 措置法令第6条第1項……………<u>11の7—5</u>…………… (特別償却の対象となる店舗等の附属設備) <u>11の7—7</u> 措置法令第6条第1項……………<u>同項</u>……………

(特別償却の適用が受けられない部分がある場合の取得価額の区分)

11の5—8 措置法令第6条…………措置法第11条の5第1項…………

第11条の6 ((製造過程管理高度化設備等の特別償却))関係

(特定認定事業者であるかどうかの判定の時期)

11の6—1 措置法第11条の6第1項………… (以下11の6—2…………) ……
……

(併せて設置する機械等の意義)

11の6—2 ……………措置法第11条の6第1項…………

第11条の7 ((再商品化設備等の特別償却))関係

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

11の7—1 ……………措置法第11条の7第1項…………

(附属機器等の同時設置の意義)

11の7—2 ……………

(自動車破砕残さ再資源化設備の範囲)

11の7—3 措置法第11条の7第1項の規定の適用を受けることができる自動車破砕残さ再資源化設備(平成8年3月31日付大蔵省告示第96号の別表1の2の項に掲げる機械その他の減価償却資産をいう。)は、措置法規則第5条の18に定める要件を満たす施設に設置されるものに限られるものであるから、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第26条第1号に規定する基準適合施設に該当する施設であっても、同号に規定する施設投入回収割合が100分の70未満である施設に設置されるものについては、適用がないことに留意する。

(注) 施設が措置法規則第5条の18に定める要件を満たすかどうかは、施設に自動車破砕残さ再資源化設備が設置される効果を加味して判定して差し支えない。

(特別償却の適用が受けられない部分がある場合の取得価額の区分)

11の7—8 措置法令第6条第1項…………措置法第11条の7第1項…………

第11条の8 ((製造過程管理高度化設備等の特別償却))関係

(特定認定事業者であるかどうかの判定の時期)

11の8—1 措置法第11条の8第1項………… (以下11の8—2…………) ……
……

(併せて設置する機械等の意義)

11の8—2 ……………措置法第11条の8第1項…………

第11条の9 ((再商品化設備等の特別償却))関係

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

11の9—1 ……………措置法第11条の9第1項…………

(附属機器等の同時設置の意義)

11の9—2 ……………

(新設)

改正後	改正前																				
第13条の3（（農業経営改善計画を実施する個人の機械等の割増償却））関係 （事業の判定） 13の3—1 ……………農業…………… （農業用の機械及び装置） 13の3—2 農業用……………	第13条の3（（農業経営改善計画等を実施する個人の機械等の割増償却））関係 （事業の判定） 13の3—1 ……………農業又は素材生産業…………… （農林業用の機械及び装置） 13の3—2 農業用又は林業用……………																				
<table><tr><th>別表第七の種類</th><th>左のうち機械及び装置に該当するもの</th></tr><tr><td>電動機 内燃機関、ボイラー及びポンプ トラクター</td><td>全部</td></tr><tr><td>耕うん整地用機具 耕土造成改良用機具 栽培管理用機具 防除用機具 穀類収穫調整用機具 飼料作物収穫調整用機具 果樹、野菜又は花き収穫調整用機具 その他の農作物収穫調整用機具</td><td>動力により作動するもの及びトラクターに装着し又はけん引させて作業をするもの</td></tr><tr><td>農産物処理加工用機具（精米又は精麦機を除く。） 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具</td><td>動力により作動するもの</td></tr><tr><td>その他の機具</td><td>精米機及び精麦機</td></tr></table>	別表第七の種類	左のうち機械及び装置に該当するもの	電動機 内燃機関、ボイラー及びポンプ トラクター	全部	耕うん整地用機具 耕土造成改良用機具 栽培管理用機具 防除用機具 穀類収穫調整用機具 飼料作物収穫調整用機具 果樹、野菜又は花き収穫調整用機具 その他の農作物収穫調整用機具	動力により作動するもの及びトラクターに装着し又はけん引させて作業をするもの	農産物処理加工用機具（精米又は精麦機を除く。） 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具	動力により作動するもの	その他の機具	精米機及び精麦機	<table><tr><th>別表第七の種類</th><th>左のうち機械及び装置に該当するもの</th></tr><tr><td>電動機 内燃機関、ボイラー及びポンプ トラクター</td><td>全部</td></tr><tr><td>耕うん整地用機具 耕土造成改良用機具 栽培管理用機具 防除用機具 穀類収穫調整用機具 飼料作物収穫調整用機具 果樹、野菜又は花き収穫調整用機具 その他の農作物収穫調整用機具</td><td>動力により作動するもの及びトラクターに装着し又はけん引させて作業をするもの</td></tr><tr><td>農産物処理加工用機具（精米又は精麦機を除く。） 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具 <u>造林又は伐木用機具</u></td><td>動力により作動するもの</td></tr><tr><td>その他の機具</td><td>精米機及び精麦機</td></tr></table>	別表第七の種類	左のうち機械及び装置に該当するもの	電動機 内燃機関、ボイラー及びポンプ トラクター	全部	耕うん整地用機具 耕土造成改良用機具 栽培管理用機具 防除用機具 穀類収穫調整用機具 飼料作物収穫調整用機具 果樹、野菜又は花き収穫調整用機具 その他の農作物収穫調整用機具	動力により作動するもの及びトラクターに装着し又はけん引させて作業をするもの	農産物処理加工用機具（精米又は精麦機を除く。） 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具 <u>造林又は伐木用機具</u>	動力により作動するもの	その他の機具	精米機及び精麦機
別表第七の種類	左のうち機械及び装置に該当するもの																				
電動機 内燃機関、ボイラー及びポンプ トラクター	全部																				
耕うん整地用機具 耕土造成改良用機具 栽培管理用機具 防除用機具 穀類収穫調整用機具 飼料作物収穫調整用機具 果樹、野菜又は花き収穫調整用機具 その他の農作物収穫調整用機具	動力により作動するもの及びトラクターに装着し又はけん引させて作業をするもの																				
農産物処理加工用機具（精米又は精麦機を除く。） 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具	動力により作動するもの																				
その他の機具	精米機及び精麦機																				
別表第七の種類	左のうち機械及び装置に該当するもの																				
電動機 内燃機関、ボイラー及びポンプ トラクター	全部																				
耕うん整地用機具 耕土造成改良用機具 栽培管理用機具 防除用機具 穀類収穫調整用機具 飼料作物収穫調整用機具 果樹、野菜又は花き収穫調整用機具 その他の農作物収穫調整用機具	動力により作動するもの及びトラクターに装着し又はけん引させて作業をするもの																				
農産物処理加工用機具（精米又は精麦機を除く。） 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具 <u>造林又は伐木用機具</u>	動力により作動するもの																				
その他の機具	精米機及び精麦機																				
（削除）	（総収入金額の意義） <u>13の3—4 事業所得に係る総収入金額（措置法令第6条の10第13項に規定する事業所得に係る総収入金額をいう。）</u>には、準備金勘定又は引当金勘定の取崩し等によ																				

(削除)

(廃止)

(廃止)

第14条((優良賃貸住宅等の割増償却等))関係

(中心市街地優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅の範囲)

14—1 ……中心市街地優良賃貸住宅(以下14—11までにおいて「中心市街地優良賃貸住宅」という。) ……

(中心市街地優良賃貸住宅等の範囲)

14—3 ……中心市街地優良賃貸住宅 ……

(注) ……

(中心市街地優良賃貸住宅等の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期)

14—6 ……中心市街地優良賃貸住宅 ……

り総収入金額に算入することとなる金額は含まれないものとする。

(素材生産業に係る収入金額に含まれるものの例示)

13の3—5 措置法令第6条の10第13項に規定する「素材生産業に係る収入金額」には、伐木をした棚卸資産の譲渡に係る収入金額のほか、次に掲げるような収入金額が含まれることに留意する。

- (1) 伐木をした棚卸資産の譲渡に係る契約が解除されたことにより収受する違約金の額
- (2) 伐木に係る副産物、作業くず等の売却に係る対価の額
- (3) 伐木をした棚卸資産の譲渡により取得した金銭債権に係る利子及び遅延損害金の額

第13条の4((漁業経営改善計画を実施する個人の漁船の割増償却))関係

(割増償却の対象となる漁船)

13の4—1 漁船の割増償却の規定は、青色申告書を提出する個人が取得し、又は建造した措置法第13条の4第1項に規定する漁船が次のすべてに該当する場合に限って適用があることに留意する。

- (1) その建造の後事業の用に供されたことのないいわゆる新造船であること。
- (2) 当該漁船について同法第2項に定める供用期間内に当該個人が取得し、又は建造し、かつ、供用期間内に事業の用に供したものであること。

第14条((優良賃貸住宅等の割増償却等))関係

(特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅の範囲)

14—1 ……特定優良賃貸住宅(以下14—11までにおいて「特定優良賃貸住宅」という。) ……

(特定優良賃貸住宅等の範囲)

14—3 ……特定優良賃貸住宅 ……

(注) ……

(特定優良賃貸住宅等の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期)

14—6 ……特定優良賃貸住宅 ……

改正後	改正前
(注) …………… (特定再開発建築物等に<u>中心市街地優良賃貸住宅</u>又は高齢者向け優良賃貸住宅が含まれる場合) 14—9 ……………<u>中心市街地優良賃貸住宅</u>……………当該<u>中心市街地優良賃貸住宅</u>部分…………… (資本的支出) 14—10 ……………<u>中心市街地優良賃貸住宅</u>……………当該<u>中心市街地優良賃貸住宅</u>…………… (相続により<u>中心市街地優良賃貸住宅</u>又は高齢者向け優良賃貸住宅を承継した者に対する取扱い) 14—11 <u>中心市街地優良賃貸住宅</u>……………当該<u>中心市街地優良賃貸住宅</u>…………… ……………当該<u>中心市街地優良賃貸住宅</u>…………… 第14条の2((特定再開発建築物等の割増償却))関係 (昇降機の設置されている建築物の範囲) 14の2—4 ……………(1)及び(2)の階に停止するかごを備えたエレベーター…………… (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、<u>車いす使用者用客室</u>又は<u>車いす使用者用浴室等</u>がある階 (2) …………… (注) 1 ……………<u>高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第3項の認定を受けた計画(同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)</u>に係る同法第2条第<u>17号</u>に規定する特別特定建築物に該当する場合であっても、当該建物に係る<u>エレベーター</u>…………… 2 ……………それぞれ次の<u>エレベーター</u>ごとに……………	(注) …………… (特定再開発建築物等に<u>特定優良賃貸住宅</u>又は高齢者向け優良賃貸住宅が含まれる場合) 14—9 ……………<u>特定優良賃貸住宅</u>……………当該<u>特定優良賃貸住宅</u>部分…………… …………… (資本的支出) 14—10 ……………<u>特定優良賃貸住宅</u>……………当該<u>特定優良賃貸住宅</u>…………… (相続により<u>特定優良賃貸住宅</u>又は高齢者向け優良賃貸住宅を承継した者に対する取扱い) 14—11 <u>特定優良賃貸住宅</u>……………当該<u>特定優良賃貸住宅</u>…………… ……………当該<u>特定優良賃貸住宅</u>…………… 第14条の2((特定再開発建築物等の割増償却))関係 (昇降機の設置されている建築物の範囲) 14の2—4 ……………(1)及び(2)の階に停止するかごを備えた昇降機…………… (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、<u>車いす使用者用浴室等(一定の要件を満たすものに限る。)</u>又は<u>車いす使用者用客室</u>がある階 (2) …………… (注) 1 ……………<u>高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号)第8条に規定する計画</u>に係る同法第2条第<u>3号</u>に規定する特別特定建築物に該当する場合であっても、当該建物に係る<u>昇降機</u>…………… 2 ……………それぞれ次の<u>昇降機</u>ごとに……………

- (1) 本文の一以上に設置すべきこととされているエレベーター
イ 不特定かつ多数の者が利用するエレベーター 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(以下「基準省令」という。)第7条第5項及び第6項に規定する事項
ロ 主として高齢者、身体障害者等が利用するエレベーター 基準省令第18条により読み替えて適用される基準省令第7条第3項に規定する事項及び同条第6項(視覚障害者が利用するエレベーターに限る。)に規定する事項
- (2) (1)のエレベーター以外のエレベーター
イ 不特定かつ多数の者が利用するエレベーター 基準省令第18条により読み替えて適用される基準省令第7条第2項に規定する事項及び同条第4項に規定する事項
ロ 主として高齢者、身体障害者等が利用するエレベーター 基準省令第18条により読み替えて適用される基準省令第7条第2項に規定する事項

第20条の2((特定災害防止準備金))関係

(採石災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)

20の2—1 ……………措置法令第12条第4項第1号……………
(注) ……………

(削除)

- (1) 本文の一以上に設置すべきこととされている昇降機
イ 不特定かつ多数の者が利用する昇降機 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則第12条第5項及び第6項に規定する事項
ロ 主として高齢者、身体障害者等が利用する昇降機 同規則第21条により読み替えて適用される同規則第12条第3項に規定する事項及び同規則第12条第6項(視覚障害者が利用する昇降機に限る。)に規定する事項
- (2) (1)の昇降機以外の昇降機
イ 不特定かつ多数の者が利用する昇降機 同規則第21条により読み替えて適用される同規則第12条第2項に規定する事項及び同規則第12条第4項に規定する事項
ロ 主として高齢者、身体障害者等が利用する昇降機 同規則第21条により読み替えて適用される同規則第12条第2項に規定する事項

第20条の2((特定災害防止準備金))関係

(採石災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)

20の2—1 ……………措置法令第12条第5項第1号……………
(注) ……………

(最終処分災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)

20の2—2 措置法第20条の2第1項の表の第2号に規定する廃棄物最終処分場に係る同項の特定災害防止準備金を積み立てている場合において、当該準備金の各年分に係る積立限度額の計算の基礎となる措置法令第12条第9項第1号に掲げる「最終処分災害防止費用の見積額」又は同項第2号に掲げる「廃棄物の最終処分の予定数量」について異動が生じた場合には、その異動が生じた日の属する年分以後の各年分の積立限度額は、その異動後の金額又は数量を基礎として計算するものとする。
(注) 「最終処分災害防止費用の見積額」又は「廃棄物の最終処分の予定数量」に異動が生じた日とは、その異動後の金額又は数量について、措置法規則第7条第5項又は第7項に規定する認定を受けた日をいう。

改 正 後	改 正 前
(露天石炭等採掘災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整) <u>20の2—2</u> 措置法第20条の2第1項の表の<u>第2号</u>…………措置法令第12条第8項第1号………… (注) ……………措置法規則第7条第<u>5項</u>又は第<u>7項</u>………… 第28条の2 ((中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費の算入の特例)) 関係 (明細書の添付) <u>28の2—3</u> ……………措置法第28条の2 <u>第3項</u>………… (1) …………… (2) …………… (3) …………… 第41条の18 ((政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除)) 関係 (削除)	(露天石炭等採掘災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整) <u>20の2—3</u> 措置法第20条の2第1項の表の<u>第3号</u>…………措置法令第12条第12項第1号………… (注) ……………措置法規則第7条第<u>9項</u>又は第<u>11項</u>………… 第28条の2 ((中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費の算入の特例)) 関係 (明細書の添付) <u>28の2—3</u> ……………措置法第28条の2 <u>第2項</u>………… (1) …………… (2) …………… (3) …………… 第41条の18 ((政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除)) 関係 <u>(税額控除等の順序)</u> <u>41の18—3</u> 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。 <u>(1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税</u> <u>(2) 法第92条の規定による配当控除</u> <u>(3) 措置法第10条の規定による試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除</u> <u>(4) 措置法第10条の2の規定によるエネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除</u> <u>(5) 措置法第10条の3の規定による中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除</u> <u>(6) 措置法第10条の4の規定による事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除</u> <u>(7) 措置法第10条の5の規定による沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除</u>

第41条の19の2（既存住宅の耐震改修をした場合の所得税の特別控除）関係

（税額控除等の順序）

41の19の2—3 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の2の規定によるエネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の規定による事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の5の規定による沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の6の規定による情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の7の規定による教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第41条の18第2項の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除

(8) 措置法第10条の6の規定による情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除

(9) 措置法第10条の7の規定による教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除

(10) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

(11) 措置法第41条の18第2項の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除

(12) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除

(13) 法第95条の規定による外国税額控除

第41条の19の2（既存住宅の耐震改修をした場合の所得税の特別控除）関係

（新設）

改 正 後	改 正 前
<u>(12) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除</u> <u>(13) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除</u> <u>(14) 法第95条の規定による外国税額控除</u>	